

建築物移動等円滑化基準の概要

(バリアフリー法施行令10条・11条～24条)

特別特定建築物(原則2,000㎡以上)の建築には**基準適合義務**、その他の特別特定建築物及び**特定建築物**の建築には**努力義務**がある。

(階段)

- ・段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、**点状ブロック等**を敷設すること
- ・主たる階段は、**回り階段でない**こと

(便所)

- ・便所内に、**車椅子利用者用便房**を一以上設けること
- ・便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具(**オストメイト対応設備**)を設けた便房を一以上設けること

(駐車場)

- ・車椅子利用者用駐車施設の幅は、**350cm以上**とすること
- ・車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さが**できるだけ短く**なる位置に設けること

(移動等円滑化経路)

- ・出入口
 - ・幅は、**80cm以上**とすること
- ・廊下等
 - ・階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、**点状ブロック等**を敷設すること
 - ・幅は、**120cm以上**とすること
 - ・**50m以内**ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること
- ・傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するもの)
 - ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、**点状ブロック等**を敷設すること

- ・幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること
- ・勾配は、1/12を超えないこと、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと
- ・高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること
- ・エレベーター及びその乗降ロビー
 - ・籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること
 - ・籠の奥行きは、135cm以上とすること
 - ・乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること
- ・不特定かつ多数の者が利用する建築物(2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター
 - ・籠の幅は、140cm以上とすること
 - ・籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること
- ・敷地内の通路
 - ・幅は、120cm以上とすること。
 - ・50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること
 - ・傾斜路
 - ・幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること
 - ・勾配は、1/12を超えないこと、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと
 - ・高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること